

令和5年度茨城県後発医薬品の使用促進検討会議開催要項

(目的)

第1条 茨城県内の後発医薬品の使用促進に係る課題及び地域の実情に応じた環境整備に関する方策を検討することを目的に、茨城県後発医薬品の使用促進検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について必要な検討及び整理を行う。

- (1) 後発医薬品の使用促進に係る実情把握に関すること
- (2) 後発医薬品の普及啓発に関すること
- (3) 後発医薬品の使用促進に係る事業に関すること

(検討会議の構成員)

第3条 検討会議の構成員は以下のとおりとし、構成員のうち1人を座長として選出する。

- (1) 一般社団法人茨城県医師会の代表
- (2) 一般社団法人茨城県病院協会の代表
- (3) 公益社団法人茨城県歯科医師会の代表
- (4) 公益社団法人茨城県薬剤師会の代表
- (5) 一般社団法人茨城県病院薬剤師会の代表
- (6) 茨城県医薬品卸業組合の代表
- (7) 茨城県医薬工業会の代表
- (8) 日本ジェネリック製薬協会の代表
- (9) 日本ジェネリック医薬品販社協会の代表
- (10) 関東信越厚生局茨城事務所の代表
- (11) 茨城県国民健康保険団体連合会の代表
- (12) 国民健康保険者(市町村)の代表
- (13) 茨城県後期高齢者広域連合の代表
- (14) 県内社会保険者の代表
- (15) 全国健康保険協会茨城支部の代表
- (16) 茨城県消費者団体連絡会の代表
- (17) 保健政策課国民健康保険室長
- (18) 福祉政策課長
- (19) 薬務課長
- (20) その他検討会議に必要と認める者

(運営)

第4条 検討会議は、保健医療部長が招集する。

- 2 検討会議の議事は座長が行う。
- 3 座長に事故があるときは、予め指名する者が職務を代行する。

(ワーキング・グループ)

第5条 検討会議における検討事項について、具体的な検討を行うため、ワーキング・グループを設置することができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局を薬務課に置き、検討会議の庶務を処理する。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。